

根室海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】

1 漁業権に関する事項

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(159)	羅さけ・ます定第5号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(160)	羅さけ・ます定第6号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(161)	羅さけ・ます定第7号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(162)	羅さけ・ます定第8号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(163)	羅さけ・ます定第9号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(164)	羅さけ・ます定第10号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(165)	羅さけ・ます定第11号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(166)	羅さけ・ます定第12号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(167)	羅さけ・ます定第13号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）
(168)	羅さけ・ます定第14号	目梨郡羅臼町地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ・ます定置漁業	9月1日から9月17日まで	免許の日から令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

3 その他

(1) 漁業の免許予定日 令和6年2月1日（免許予定日は海区漁場計画を作成したときに定めて公示する）

(2) 根室海区漁場計画変更案の作成に係る内容

根室海区漁場計画（令和5年5月31日北海道告示第10851号）に上記1の(1)～(168)に掲げる定置漁業を加える

根室海区漁場計画（第15次定置漁業権）【原案】 別紙（条件）

区分	漁場番号	条件
(1)	羅さけ・いか定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(2)	羅さけ・いか定第2号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。
(3)	羅さけ・いか定第3号	(3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。
(4)	羅さけ・いか定第4号	(4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。
(5)	羅さけ・いか定第5号	(5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。
(6)	羅さけ・いか定第6号	(6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(7)	羅さけ・いか定第7号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月12日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(8)	羅さけ・いか定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(9)	羅さけ・いか定第9号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(10)	羅さけ・いか定第10号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(11)	羅さけ・いか定第11号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、桙長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。 (4) 6月1日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(12)	羅さけ・いか定第12号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、中網、沖網とします。</p> <p>(3) 9月8日から11月24日までの間に敷設する陸網は、枠長の陸側から2分の1以内に敷設しなければなりません。</p> <p>(4) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から9月7日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(5) 9月8日から9月11日までの間は中網を、9月8日から9月13日までの間は沖網を敷設してはなりません。</p> <p>(6) 8月11日から8月20日までの間及び11月25日から12月9日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(13)	羅さけ・いか定第13号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(14)	羅さけ・いか定第14号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(15)	羅さけ・いか定第15号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(16)	羅さけ・いか定第16号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(17)	羅さけ・いか定第17号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(18)	羅さけ・いか定第18号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(19)	羅さけ・いか定第19号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(20)	羅さけ・いか定第20号	<p>(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>
(21)	羅さけ・いか定第21号	<p>(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。</p> <p>(2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。</p> <p>(3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。</p> <p>(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。</p>

区分	漁場番号	条件
(22)	羅さけ・いか定第22号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 5月1日から5月9日までの間及び8月21日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月11日から8月20日までの間及び12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(23)	羅さけ・いか定第23号	
(24)	羅さけ・いか定第24号	
(25)	羅さけ・いか定第25号	
(26)	羅さけ・いか定第26号	
(27)	羅さけ・いか定第27号	
(28)	羅さけ・いか定第28号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月15日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(29)	羅さけ・いか定第29号	
(30)	羅さけ・いか定第30号	
(31)	羅さけ・いか定第31号	
(32)	羅さけ・いか定第32号	
(33)	標さけ定第1号	
(34)	標さけ定第2号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(35)	標さけ定第3号	
(36)	標さけ定第4号	
(37)	標さけ定第5号	
(38)	標さけ定第6号	
(39)	標さけ定第7号	
(40)	標さけ定第8号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 4月21日から4月30日までの間及び8月11日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 8月1日から8月10日までの間及び12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(41)	標さけ定第9号	

区分	漁場番号	条件
(42)	標さけ定第10号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(43)	標さけ定第11号	
(44)	標さけ定第12号	
(45)	標さけ定第13号	
(46)	標さけ定第14号	
(47)	標さけ定第15号	
(48)	標さけ定第16号	
(49)	標さけ定第17号	
(50)	標さけ定第18号	
(51)	標さけ定第19号	
(52)	標さけ定第20号	
(53)	標さけ定第21号	
(54)	標さけ定第22号	
(55)	標さけ定第23号	
(56)	標さけ定第24号	
(57)	標さけ定第25号	
(58)	標さけ定第26号	
(59)	標さけ定第27号	
(60)	標さけ定第28号	
(61)	別さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 6月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月18日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(62)	別さけ定第2号	
(63)	別さけ定第3号	
(64)	別さけ定第4号	
(65)	別さけ定第5号	
(66)	別さけ定第6号	
(67)	別さけ定第7号	
(68)	別さけ定第8号	
(69)	別さけ定第9号	
(70)	別さけ定第10号	
(71)	別さけ定第11号	
(72)	別さけ定第12号	
(73)	別さけ定第13号	
(74)	別さけ定第14号	
(75)	別さけ定第15号	
(76)	別さけ定第16号	
(77)	別さけ定第17号	
(78)	別さけ定第18号	
(79)	別さけ定第19号	
(80)	別さけ定第20号	
(81)	別さけ定第21号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(82)	別さけ定第22号	
(83)	別さけ定第23号	
(84)	別さけ定第24号	
(85)	別さけ定第25号	
(86)	別さけ定第26号	
(87)	別さけ定第27号	
(88)	別さけ定第28号	
(89)	別さけ定第29号	

区分	漁場番号	条件
(90)	別さけ定第30号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(91)	別さけ定第31号	(2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(92)	別さけ定第32号	(3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(93)	別さけ定第33号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(94)	別さけ定第34号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(95)	別さけ定第35号	(2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(96)	別さけ定第36号	(3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。
(97)	別さけ定第37号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(98)	別さけ定第38号	
(99)	別さけ定第39号	
(100)	別さけ定第40号	
(101)	別さけ定第41号	
(102)	別さけ定第42号	
(103)	別さけ定第43号	
(104)	別さけ定第44号	
(105)	別さけ定第45号	
(106)	別さけ定第46号	
(107)	別さけ定第47号	
(108)	別さけ定第48号	
(109)	風さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(110)	風さけ定第2号	(2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(111)	風さけ定第3号	(3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。
(112)	風さけ定第4号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(113)	風さけ定第5号	
(114)	温さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(115)	温さけ定第2号	(2) 8月5日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。 (3) 12月1日から12月2日までの間は、漁獲してはなりません。 (4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(116)	根さけ定第1号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(117)	根さけ定第2号	(2) 7月15日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(118)	根さけ定第3号	(3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。
(119)	根さけ定第4号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(120)	根さけ定第5号	
(121)	根さけ定第6号	
(122)	根さけ定第7号	
(123)	根さけ定第8号	
(124)	根さけ定第9号	
(125)	根さけ定第10号	
(126)	根さけ定第11号	
(127)	根さけ定第12号	
(128)	根さけ定第13号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(129)	根さけ定第14号	(2) 7月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(130)	根さけ定第15号	(3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。
(131)	根さけ定第16号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

区分	漁場番号	条件
(132)	根さけ定第17号	(1) 敷設する身網の数は、3個以下でなければなりません。
(133)	根さけ定第18号	(2) 7月1日から8月31日までの間は、網を敷設してはなりません。
(134)	根さけ定第19号	(3) 12月1日から12月12日までの間は、漁獲してはなりません。
(135)	根さけ定第20号	(4) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(136)	根さけ定第21号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(137)	根さけ定第22号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(138)	根さけ定第23号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(139)	根さけ定第24号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(140)	根さけ定第25号	(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(141)	根さけ定第26号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(142)	根さけ定第27号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。
(143)	根さけ定第28号	(2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。
(144)	根さけ定第29号	(3) 8月30日から11月20日までの間に敷設する陸網は、桙長の陸側から3分の2以内に敷設しなければなりません。
(145)	根さけ定第30号	(4) 4月10日から4月20日までの間及び8月21日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。
(146)	根さけ定第31号	(5) 8月30日から8月31日までの間は、沖網を敷設してはなりません。
(147)	根さけ定第32号	(6) 8月11日から8月20日までの間及び11月21日から12月10日までの間は、漁獲してはなりません。
(148)	根さけ定第33号	(7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(149)	根さけ定第34号	
(150)	根さけ定第35号	
(151)	根さけ定第36号	
(152)	根さけ定第37号	
(153)	根さけ定第38号	
(154)	根さけ定第39号	
(155)	羅さけ・ます定第1号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(156)	羅さけ・ます定第2号	(2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。
(157)	羅さけ・ます定第3号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(158)	羅さけ・ます定第4号	
(159)	羅さけ・ます定第5号	
(160)	羅さけ・ます定第6号	
(161)	羅さけ・ます定第7号	
(162)	羅さけ・ます定第8号	
(163)	羅さけ・ます定第9号	
(164)	羅さけ・ます定第10号	

区分	漁場番号	条件
(165)	羅さけ・ます定第11号	(1) 敷設する身網の数は、1個でなければなりません。
(166)	羅さけ・ます定第12号	(2) 9月11日から9月17日までの間は、漁獲してはなりません。
(167)	羅さけ・ます定第13号	(3) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。
(168)	羅さけ・ます定第14号	